

# 第1次野洲市総合計画

- 改訂版 -

概要編



八田正文氏撮影



平成24年4月

野洲市

# 総合計画策定の趣旨と目的

## 総合計画とは？

総合計画とは、野洲市が計画的な行政の運営を図る上での基本となる計画であり、行政運営やまちづくりなどの総合的な指針となるものです。

平成 16 年 10 月 1 日に誕生した野洲市は、平成 19 年 3 月に「第 1 次野洲市総合計画」を策定し、その実現に向けて取り組みを進めてきました。

## 計画改訂の趣旨と目的

平成 19 年に策定された「第 1 次野洲市総合計画」は、策定後に急激な社会経済情勢の変化などが生じたため、将来人口の見通しや土地利用の方向性などが実態と合わなくなっていました。

また、地方分権の大きなうねりのなかで、これからは地域のことは地域が責任をもって決めていくことが求められており、市民や行政にとって総合計画の位置づけはますます重要になっています。

野洲市では、こうした現状を改めて確認し、計画全体の再構築を図ることにしました。

厳しい社会経済情勢の中で、これからの野洲市に真に必要な政策・施策を明確にし、市民の皆さんと共有できる夢と実行性のある計画づくりによって、市民福祉の増進を図り、野洲市の元気と安心をめざします。

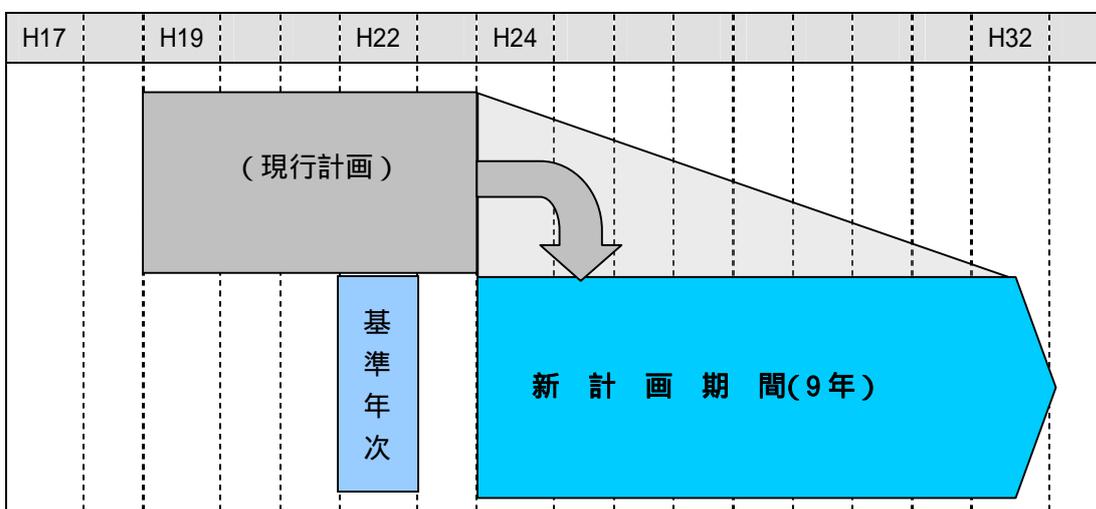
# 計画の構成と期間

この計画は、将来のまちのあるべき姿である基本構想を中心に、構想実現の手法としての施策提案を織り交ぜて構成します。

計画の期間は、平成 24 年度を初年度とし、中長期的な展望を踏まえ、平成 32 年度を目標年度とする 9 か年としています。

なお、計画期間中であっても、必要が生じた場合には計画の見直しを行います。

## 総合計画改訂版の計画期間

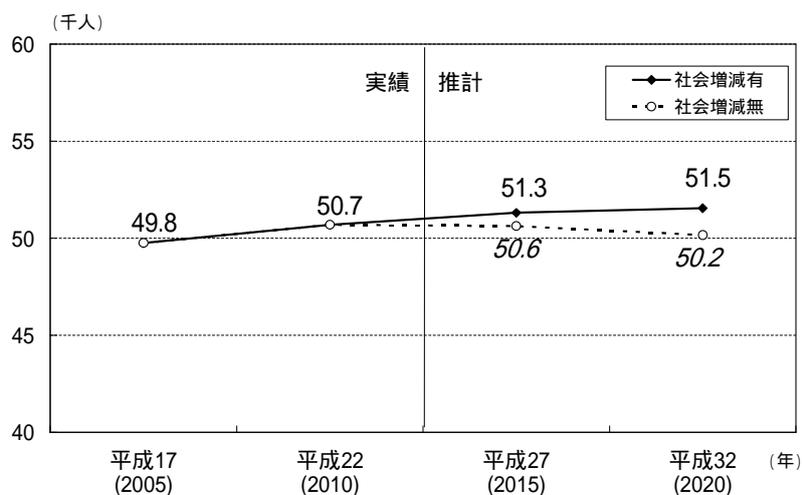


# まちづくりの指標

## 将来人口の推移

平成 22 年の住民基本台帳および外国人登録に基づく人口は 50,693 人であり、平成 17 年と比べて小幅な増加にとどまりました。日本の総人口が減少に転じる見込みであることから、野洲市においても今後の人口増加はわずかなものと予想されます。こうした状況をふまえて将来人口を推計し、平成 32 年の見込み人口を 51,500 人と設定します。

なお、上記の推計結果は、過去に行われた住宅開発などが一定のレベルで継続されることを前提としています。社会増減（転入・転出による増減）が一切なく、自然増減（出生・死亡）のみで推移すると仮定した場合、人口はまもなく減少に転じると考えられます。



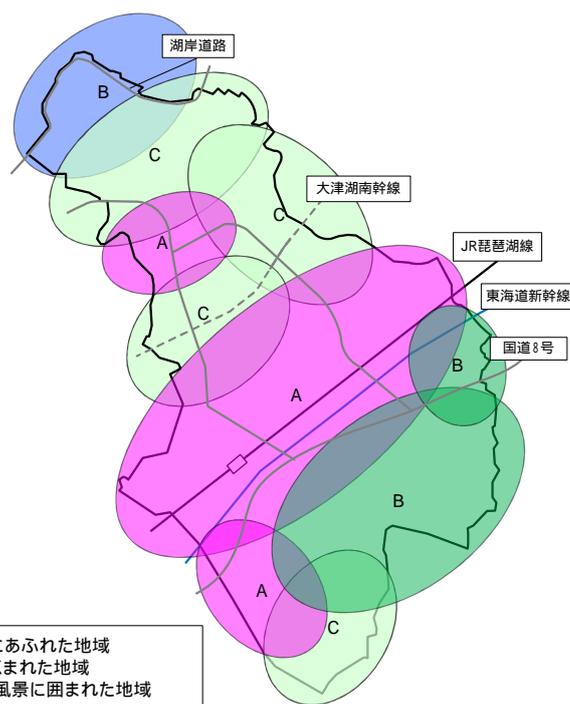
## 土地利用の方向性

土地は、地域の市民生活や経済活動の共通基盤であり、限られた資源です。

そのため、地域の特性に応じた土地利用と課題、拠点を中心とした都市空間の形成、土地利用機能の向上といった方針に基づき、健康で文化的な生活環境の確保と持続的な発展を図ります。



地域イメージ図



# < 総合計画の施策体系 >

## めざすべき都市像

豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち  
～ みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくり～

## まちづくりの基本目標

豊かな人間性を  
はぐくむまち

人とひとが  
支え合う安心なまち

地域を支える  
活力を生むまち

美しい風土を守り  
育てるまち

うるおいとにぎわいの  
ある快適なまち

市民と行政が  
ともにつくるまち

## 施策体系

- (1) 子育て・子育て支援の充実
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 学校教育の充実
- (4) 生涯学習・生涯スポーツの推進
- (5) 人権の尊重と恒久平和の実現
- (6) 多文化共生社会の実現

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 地域福祉基盤の充実
- (5) 低所得者福祉の推進
- (6) 防火・防災対策の強化
- (7) 市民生活の安全性の確保

- (1) 商工業の振興
- (2) 農林漁業の振興
- (3) 地域資源を生かした観光の振興
- (4) 就労支援と勤労者福祉の充実

- (1) ふるさとの景観の保全と創出
- (2) 地域環境の保全と創造
- (3) 温暖化対策への取り組み
- (4) 廃棄物の抑制とリサイクルの推進
- (5) 歴史的遺産や文化の保護・継承

- (1) 均衡ある土地利用の推進
- (2) 道路ネットワークの整備
- (3) 公共交通の利便性の向上
- (4) 快適な居住環境の確保

- (1) 市民活動の促進
- (2) 市民との情報共有の推進
- (3) 長期的展望に立った財政運営
- (4) 効果的・効率的な行政運営

# 将来都市像 ~ めざすべきまちの姿 ~

## まちづくりの基本理念

人が「生きる」原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき「人権」や限りある地球の「環境」に普遍的な価値を置き、「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。このことを基本理念としてまちづくりを進めます。

(『野洲市まちづくり基本条例』より一部抜粋)

## めざすべき都市像

### 豊かな自然と歴史に恵まれた にぎわいとやすらぎのあるまち

水と緑に恵まれた豊かな自然環境や、ゆるやかに時を刻む悠久の歴史の中で生まれ、はぐくまれてきたまちは、その深い懐で人を育て、市民の活動がまちを発展させてきました。

みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちは、私たちの元気と安心の源です。野洲の元気と安心をもっと創るため、6つの基本目標に沿ってにぎわいとやすらぎのあるまちづくりをめざします。

また、『野洲市まちづくり基本条例』とまちづくりの基本理念を共有するとともに、その周知を図り、「人権の尊重」と「環境への配慮」の視点を大切にしながら、多様な主体との協働の手法により、めざすべき都市像の実現に向けたまちづくりを進めます。

## まちづくりの基本施策

### 基本目標1：豊かな人間性をはぐくむまち

#### 施策1 子育て・子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てられる環境を向上させることで、次世代を担う子どもたちが、のびのびと健全に成長できるまちをめざします。

基本事業体系	安心して子どもを産み育てられる環境づくり 子どもが健やかに育つ環境づくり 子育て、子育てを支える地域づくり
--------	---

#### 施策2 青少年の健全育成

自主性と社会性をはぐくみつつ、自ら考え、決定し、実行力と責任感を持つ青少年が育つ環境をつくります。

基本事業体系	学校・家庭・地域におけるコミュニケーションの充実と知識の習得 青少年を導くリーダーの育成 非行の防止と青少年の保護
--------	---

### 施策3 学校教育の充実

すべての子どもたちが元気にいきいきと学ぶことができる学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が協働して取り組むことができるまちをめざします。

基本事業体系	確かな学力の向上 元気な心とからだの育成 地域に根ざした学校づくり	教職員の意識と指導力の向上 教育相談・支援体制の充実 教育環境の整備
--------	---	--

### 施策4 生涯学習・生涯スポーツの推進

すべての市民が、生涯学習・生涯スポーツの取り組みを通じて、うるおいと生きがいをもって生活をおくることができるまちをめざします。

基本事業体系	多様な生涯学習・生涯スポーツメニューの提供と機会の拡大 生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援 生涯学習・生涯スポーツ活動拠点の充実
--------	--

### 施策5 人権の尊重と恒久平和の実現

年齢、性別、障がい、国籍、出自などに関わらず、お互いの人権を尊重し、支えあって暮らす共生社会をめざします。

すべての市民が世界の恒久平和を希求し平和の尊さを共有できるまちをめざします。

基本事業体系	人権擁護のまちづくりの推進 人権教育・人権啓発の推進 部落差別の解消	男女共同参画の推進 平和教育・啓発の推進
--------	--	-------------------------

### 施策6 多文化共生社会の実現

言語、文化、国籍の違いを互いに理解しあい、さまざまな文化的背景の人が、地域において支えあいながら暮らすことのできるまちをめざします。

基本事業体系	多文化理解の促進や国際的視野の醸成 在住外国人への支援
--------	--------------------------------



## 基本目標 2 : 人とひとが支え合う安心なまち

### 施策1 健康づくりの推進

市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、いきいきと充実した毎日をおくることができるまちをめざします。

基本事業体系	健康の保持増進のための体制強化と地域医療の充実促進 市民の健康課題に応じた健康づくりの推進 食育の推進
--------	---

## 施策2 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいをもって自立し、安心して生活をおくることができるまちをめざします。

基本事業体系	地域で暮らしを支え合うまちづくり いつまでも元気で暮らせるまちづくり 介護予防・介護サービスにより笑顔で暮らせるまちづくり
--------	---

## 施策3 障がい者福祉の充実

すべての人が、ともに地域のなかでいきいきと暮らすことができるまちをめざします。

基本事業体系	相談支援の充実 社会参画と就労の促進 自立に向けたサービスの充実	ともに学びともに生きる意識の普及啓発 療育・教育の充実
--------	--	--------------------------------

## 施策4 地域福祉基盤の充実

お互いに支え合いながら、住み慣れた地域を基盤にして、誰もが安心して暮らしていけるまちをめざします。

基本事業体系	地域団体形成の支援および拠点の充実 相互扶助の意識啓発 地域密着型福祉サービスの推進
--------	--

## 施策5 低所得者福祉の推進

経済的に不安定な生活を余儀なくされている人が、安心して自立した生活をおくることができるまちをめざします。

基本事業体系	低所得者の自立支援 社会保障制度についての意識啓発
--------	------------------------------

## 施策6 防火・防災対策の強化

災害の予防と、発生時の対応に向けた対策を進め、災害から生命と財産を守る安心・安全なまちをめざします。

基本事業体系	予防対策の推進 災害時応急体制の確立
--------	-----------------------

## 施策7 市民生活の安全性の確保

犯罪や交通事故の防止対策、消費生活の安全性の向上により、安心して生活できるまちをめざします。

基本事業体系	防犯活動の推進と防犯設備の強化 消費者被害の未然防止および救済 食品の安全性の確保 交通安全の推進
--------	--



## 基本目標 3：地域を支える活力を生むまち

### 施策1 商工業の振興

地域の商工業が発展し、雇用や所得が確保されるとともに、まちににぎわいと活力が生まれるまちをめざします。

基本事業体系	企業の操業環境の整備と雇用の確保 地域との連携の強化 地域商業の活性化
--------	---

### 施策2 農林漁業の振興

自然環境や生態系および地域との関わりを大切にしながら、農林漁業の永続をめざします。

基本事業体系	経営基盤の強化と担い手の確保 地域との連携 地産地消の促進 農林漁業の多面的展開
--------	---

### 施策3 地域資源を生かした観光の振興

地域の観光資源を有効に活用し、おもてなしの心をもって多くの人を迎え、心身を癒してもらうとともに、野洲の魅力を広く発信するまちをめざします。

基本事業体系	観光ルート等環境の整備 観光資源の保全と地域活性化に向けた活用 観光情報の発信 おいでやす(おもてなしの心)の推進
--------	--

### 施策4 就労支援と勤労者福祉の充実

すべての人が勤労を尊び、勤労者の権利が守られ、人々がそれぞれの特性に応じて、その能力を高めながら、意欲を持ち安心して働くことのできるまちをめざします。

基本事業体系	職業教育の充実 就労相談や能力開発支援の充実 労働環境と福利厚生充実
--------	--



## 基本目標 4：美しい風土を守り育てるまち

### 施策1 ふるさとの景観の保全と創出

自然景観や田園景観、歴史・文化景観などが、市民の生活と調和したふるさとの美しい景観を保全・創出し、野洲らしい美しいまちをつくります。

基本事業体系	景観資源・眺望景観の保全 地域性豊かなまちなみやうるおいのある景観の創出
--------	---

## 施策2 地域環境の保全と創造

行政・事業者・市民がそれぞれの立場から自然環境を保全・創造する活動を実践することにより、市民が自然環境に親しむことができ、「命の水」や「はぐくむ緑」といった観点から、山や森、川や湖が輝く、水と緑のまちをめざします。



基本事業体系	水質の向上と水辺の再生 緑の保全と創造 自然を知り親しむ機会の提供 生活環境の保全
--------	--

## 施策3 温暖化対策への取り組み

再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーを地域において促進することにより、地球温暖化の防止に向け、市全体から排出される温室効果ガスの減少に取り組みます。

基本事業体系	再生可能エネルギーの普及促進 省エネルギーの推進 緑の創造と温室効果ガスの吸収 教育と普及啓発の推進
--------	---

## 施策4 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

ごみの減量化、資源化の取り組みを推進し、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会の形成をめざします。

基本事業体系	ごみ問題やリサイクル等についての普及啓発 3Rの促進 不法投棄の防止 廃棄物の適正処理の推進
--------	---

## 施策5 歴史的遺産や文化の保護・継承

先人たちから引き継いだ、歴史的遺産や地域の伝統文化の魅力を、市内外の人に伝えるとともに、確実に次の世代に受け渡していきます。

基本事業体系	指定文化財の保護・継承と魅力の発信 身近な市民遺産の再発見と保全 発掘・調査の推進
--------	---

# 基本目標5：うるおいとにぎわいのある快適なまち

## 施策1 均衡ある土地利用の推進

秩序ある土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和するまちをめざします。

基本事業体系	計画的な土地利用の推進 地域特性に応じた機能分担と拠点形成の推進
--------	-------------------------------------

## 施策2 道路ネットワークの整備

徒歩や自転車など、さまざまな移動手段について、快適で安全に移動できる道路が整備されたまちをめざします。

基本事業体系	道路体系の見直しと整備 歩行者や自転車、環境にやさしい道路や街路の整備
--------	--

### 施策3 公共交通の利便性の向上

公共交通機関の充実と市民の利用を促進し、生活利便性の向上とともに脱自家用車による環境にやさしいまちをめざします。

基本事業体系	公共交通網の充実 公共交通関連施設の利便性や親しみやすさの向上
--------	------------------------------------

### 施策4 快適な居住環境の確保

美しく優れた居住環境のなかで、誰もが毎日を快適に送れるまちをめざします。

基本事業体系	安全な水の安定的な供給 下水道施設の適切な管理 良好な住宅供給の促進 公園・広場・緑地などゆとりある生活空間の整備
--------	--

## 基本目標6：市民と行政がともにつくるまち

### 施策1 市民活動の促進

誰もが気軽に市民活動ができる環境をつくり、市民・行政の協働によるまちづくりを推進します。

基本事業体系	市民活動の機会と場づくり 市民活動への支援 協働の仕組みづくり
--------	---------------------------------------

### 施策2 市民との情報共有の推進

市民にまちづくりに関する情報提供を積極的に行うと同時に、市民の意見・提言を市政に反映し、それぞれの立場でともにまちづくりについて語り合い、創出できることができるまちをめざします。



基本事業体系	広報・広聴の充実 計画等の策定への市民参加機会の保障 情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用
--------	--

### 施策3 長期的展望に立った財政運営

安定した市政の運営を保障するために必要な財源を確保するとともに、市民との協働や民間活力の活用などさまざまな手法を活用することで、市民ニーズに対応しつつも効率的な支出が行われる財政運営を行います。

基本事業体系	効率的で計画的な財政運営 市の財政情報の共有 財源の確保と適切な資産管理
--------	--

### 施策4 効果的・効率的な行政運営

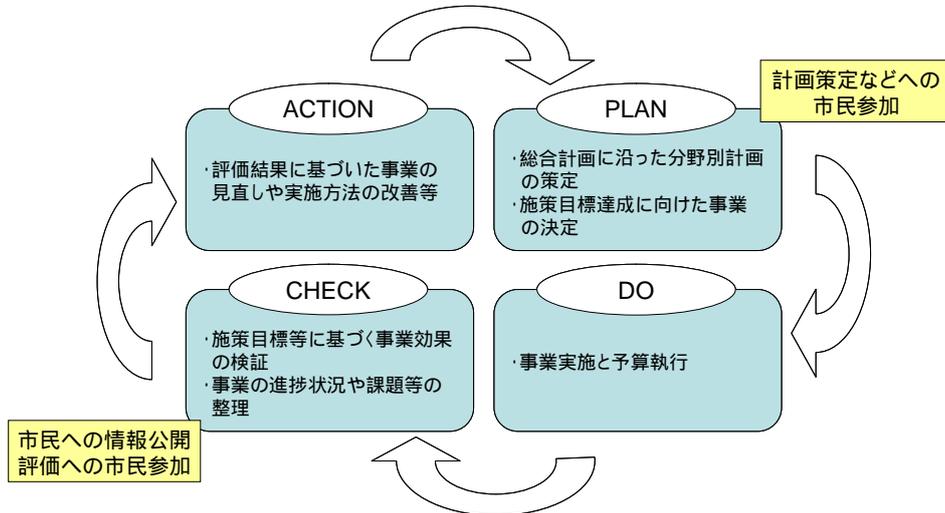
さまざまな市民ニーズに応えるため、限られた行政資源を効率的に活用し、質の高い行政サービスを提供できる仕組みづくりと組織づくりを行います。

基本事業体系	時代に対応した職員体制の整備 効果的・効率的な行政運営システムの構築
--------	---------------------------------------

# 計画の進捗管理

## PDCA サイクルによる進捗管理

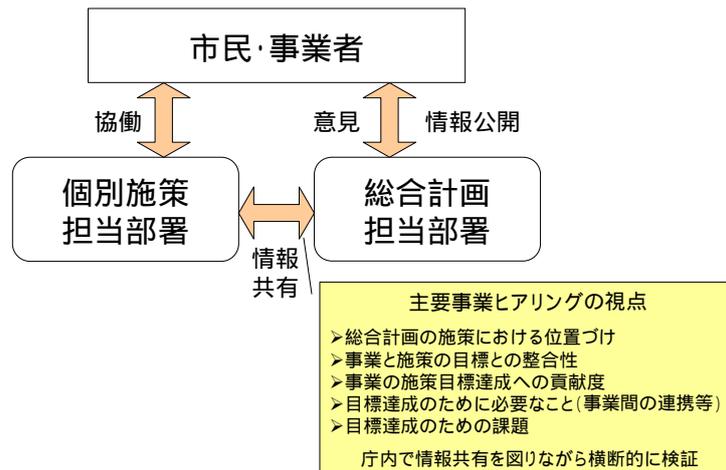
総合計画の進捗管理については、施策を単位とした、PDCAサイクル<Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）という工程を継続的に繰り返す仕組み>に基づき、徹底した情報の公開と市民参画を組み合わせる取り組みをします。



## 進捗管理の進め方

施策の目標を実現していくため、それぞれの取り組みを総合計画の施策に位置づけたロードマップを作成し、目標の実現に近づいているかを検証します。

具体的には、個別施策担当部署と総合計画担当部署の情報共有を進めつつ、市民・事業者に進捗状況を積極的に公開するなど、外部からの評価を可能とする仕組みを検討します。



野洲市 政策調整部 企画調整課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL : 077 - 587 - 1121 FAX : 077 - 587 - 4033 E-mail : [info@city.yasu.lg.jp](mailto:info@city.yasu.lg.jp)